

平成29年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成29年3月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大 木 俊 行
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川 崎 義 之
-----------	---------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉 田 一 郎
----------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲
主 査 補 嘉瀬 順子
主 任 主 事 醍醐 文一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成29年3月16日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
提案理由の説明
議案第22号から議案第32号
質疑省略、委員会付託省略、討論省略
- 日程第2 議案第1号から議案第21号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第3 議案第22号から議案第32号
採決
- 日程第4 議員派遣の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会及び特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、定期監査及び財政的援助団体等監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に変更がありましたので、配付しておきました。

次に、廣森教育総務課長より、本日、欠席の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第22号から議案第32号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案しました議案第22号から議案第32号は、八街市農業委員会委員の任命についてでございます。現在の農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了となるため、新規候補者を任命するにあたり、平成28年4月1日に施行された改正農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。初めに、議案第22号は石井とよ子氏の任命について、次に、議案第23号は岩品要助氏の任命について、次に、議案第24号は円城寺伸夫氏の任命について、次に、議案第25号は佐伯みつ子氏の任命について、次に、議案第26号は中村勝行氏の任命について、次に、議案第27号は長野猛志氏の任命について、次に、議案第28号は貫井正美氏の任命について、次に、議案第29号は林和弘氏の任命について、次に、議案第30号は藤崎忠氏の任命について、次に、議案第31号は山本元一氏の任命について、次に、議案第32号は山本重文氏の任命について、それぞれ議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高良則君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第22号から議案第32号、八街市農業委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、本日の日程第3において採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号から議案第21号を一括議題とします。

これから常任委員長及び特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承ください。

常任委員長及び特別委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

皆さん、おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る3月2日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことを踏まえ、本市においても勤務時間、休暇等及び育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。主な改正点は、育児休業等にかかる「子」の範囲の拡大及び介護休業の分割取得、介護時間休暇制度の新設並びに一般職非常勤職員の育児休業等制度の導入など、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「一般職非常勤職員の一定の条件を満たすとはどのような内容か、伺う」という質疑に対して、「1点目としては、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上あること。2点目として、養育する子が1歳6カ月に達する日以降も引き続き在職する可能性があること。3点目として、1週間の勤務日が3日以上であるか、1年間の勤務日が121日以上あることが要件とされています。また、臨時職員についても同様の要件になります」という答弁がありました。次に、「対象人数はどのぐらいか、伺う」という質疑に対して、「3つの要件のうち、1週間の勤務日が3日以上あるいは1年間の勤務日が121日以上職員は、現在178名になりますが、何名が休業するか、把握は難しいところです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第2号は、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、平成22年度以降未改定であった市議会議員の期末手当について、一般職及び近隣市の動向を踏まえ見直しを行うもので、平成29年度以降、支給分の期末手当について0.1カ月分増額し、年3.95月分とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「この改正によつての影響額を伺う」という質疑に対して、「83万6千625円になります」という答弁がありました。次に、「人事院勧告等は議員の報酬に即連動するものではないと考えるが、どのように考えているのか、伺う」という質疑に対して、「議員の報酬等を上げることと人事院勧告等との関係はありませんが、一つの目安として考えています。」という答弁がありました。次に、「市長も給料を削減し、職員の管理職手当も削減していますが、議員は本俸について一切手を付けていません。このような中、期末手当のアップは市民の納得が得られないと思うが、どのように考えているのか、伺う」という質疑に対して、「議員の皆様が市民のために議員活動されている報酬ですので、妥当な金額と考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「本条例の改正は、一般職員の勤勉手当が改正されたことや、近隣市との差額を主な理由とされています。言うまでもなく、一般職員の賃金は労働に対する対価で、生活を営むための生活給であり、民間労働者との均衡を図ることは必要不可欠です。地方公務員は、法律によって保障されている団結権、団体行動権、争議権のうち一部を制約されている中で、勤勉手当の人事院勧告完全実施は当然であり、議会議員の期末手当と連動するものではないと思います。また、近隣市との格差是正ということですが、議会議員の報酬は、上は千葉市の月額77万円から、下は神崎町の17万4千円で、その差額は59万6千円であることからわかるように、その市町村の財政規模や経営規模で異なるものであり、対比すべきものではありません。特に、期末手当の増額については、市の経営状況、市民の置かれている生活環境や市民感情を真摯に受け止めて判断すべきであります。議会は、本定例会の冒頭、市の財政が大変厳しいことから、市長の市政運営に進んで協力しましょうということで、政務活動費の月額5千円の削減を決めたわけでありまして、ボーナスの増額など望んでおりません。また、第1庁舎、第2庁舎の耐震問題について、議会として適切な監視機能を発揮できませんでした。今後莫大な経費が見込まれ、市民の皆様には大変なるご迷惑とご心配をおかけする結果になり、議員としてその連帯責任を痛感しております。期末手当の増額など求める状況にはございません。厳しい財政状況の中で、市長など特別職の皆さんは給料削減を行っており、部課長の皆さんも管理職手当の20パーセント削減を行っている中で、議会の議員だけが報酬を据え置きにしたまま期末手当を増額することは許されません。以上の理由から、現状において市民の皆様のご理解は得られないものと判断し、本議案に反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例及び（旧）八街市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、平成22年度以降未改定であった特別職の期末手当について、議案第2号と同様に、一般職及び近隣市の動向を踏まえ見直しを行うもので、平成29年度以降支給分の期末手当について0.1カ月分増額し、年3.95月分とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「経営の責任者が自ら期末手当を増額しようとする気持ちがわかりません。どのように考えているのか、伺う」という質疑に対して、「平成22年の改正以来改正を行っておりませんし、昨年度、市長等の特別職は本俸を下げていますので、これについては妥当と考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「本条例の改正は、一般職員の勤勉手当が改正されたことや、近隣市との差額を主な理由とされています。一般職員と関連する認識については議案第2号で申し上げたとおりでございます。近隣市との較差については、市長の給与は船橋市が月額107万6千円で、神崎町は54万円でもわかるように、その市町村の財政規模や経営事業によって異なり、対比すべき理由には当たらないと考えます。特に、期末手当の増額につきましても、市の経営状況、市民の置かれている生活環境や市民感情を真摯に受け止める必要があると思います。反対の理由として、市長はじめ特別職の皆さんは、市の経営を預かるものとして市財政の厳しさを自覚し、自らの給与削減を行っており、市民及び職員の皆さんに対するご理解を求めために行っているものと思います。一方で期末手当の増額を提案されたことは、整合性が認められません。反対理由の2点目は、第1庁舎、第2庁舎の耐震問題について、理由はどうあれ結果的に市民の皆さんに多大なる心配とご不便をおかけすることになった責任は、市民から市の健全な経営を負託されている経営陣にあります。既に耐震経費や引っ越し等の経費、本予算にも耐震設計経費などの予期せぬ経費も計上されており、今後、多大なる経費が見込まれます。こうした状況の中で期末手当の増額を提案すること自体、経営者としての感覚を疑わざるを得ません。市民感覚から乖離していると言わざるを得ません。以上の理由から、市長をはじめとする特別職員の期末手当の増額は市民の皆様のご理解は得られないものと判断し、本議案に反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。これは、特別職等の給与等について、本市の厳しい財政状況を考慮して平成15年度から削減を実施しており、今年度も市長5パーセント、副市長及び教育長2パーセントの削減を実施しているところです。特例条例による期間は今年度限りとなっており、また、全庁的な財政健全化に向けた取り組みにより、本市の財政はわずかながらに改善の兆しが見られるところですが、依然として厳しい状況が続くことから、来年度においても引き続き今年度と同様の削減を実施することとし、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「平成29年度に減額する理由を伺う」という質疑に対して、「財政状況を考慮して、これ以上市民サービスが低下しないよう、市長等特別職からの申し出です」という答弁がありました。次に、「長期的な展望に立って、いろいろと財政措置がされていかなければなりません。このような中で、特別職の給与のあり方について検討されているのか」という質疑に対して、「特例措置が長い間同じような状況が続くのであれば、今後一定の議論は必要と考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「この条例は平成15年度から実施しています。本市の現在の財政状況を考えますと、これからも大きな事業を抱えています。本則で給与の対応をしていくべきだと思いますので、29年度の減額措置について反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、一般職の職員の管理職手当等につきまして、議案第4号と同様に厳しい財政状況を勘案し、平成19年度から20パーセントの削減を実施しておりますが、本市の財政状況は財政推計等から鑑みて当面は厳しい状況が続くと見込まれることから、来年度においても引き続き今年度と同様の削減を実施することとし、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「管理職の生活がありますから、長い間実施しているので、この辺でやめるべきではないか、伺う」という質疑に対して、「若い職員がこれから活動しやすい形になるためにも、平成29年度に方向性を決定したいと考えています」という答弁がありました。次に、「職員のモチベーションへの影響を考えるべきだと思います。人勤では、管理職手当を削減するのであれば10パーセントが適当ではないかと提案しています。段階的に解消していく必要があるのではないかと伺う」という質疑に対して、「若い職員のモチベーションがどんどん下がってしまうので、給与、手当の削減は行うべきではないと考えていますので、平成29年度中には検討したいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「半額となっていた地域手当が3パーセントに戻されることは大賛成であります。管理職手当の引き続きの減額措置の点は反対せざるを得ません。本市はこの間、行財政改革による歳出の抑制、職員の削減、給与の減額、退職手当の減額ということで、職員の皆さんには次々と大きな負担を負わせてきた実態、さらに、10年に及ぶ管理職手当の独自カットであり、ぜひとも解消すべきであると思います。来年度は検討したいとの答弁がありましたが、29年度は20パーセント削減にするとの内容です。長年の管理職手当カットによる職員力を低下させてはなりません。さまざまな点で管理監督して、責任も大きい職員の気持ちに十分配慮していくことは当然であります。管理職手当の復活は最優先に実施すべきであると思います。総務省は管理職手当の削減を10パーセント程度と求めています。八街市では今回も20パーセントの削減で、総額715万円にもなることは大変遺憾であります。平成28年度の県内管理職手当の削減の状況は4市1町となり、前年度は1市、管理職手当の支給を復活しています。管理職は、自治体にとっては市政運営の先頭に立つ貴重な人材であり、財産であります。公務員が全体の奉仕者として、住民のためにその能力を存分に発揮して、まず働ける環境をつくることを改めて申し上げます。人件費削減に頼らない財政運営を求めて反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、地方税法の一部改正に伴い、主に個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長及び軽

自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備等が改正されたことにあわせ、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「グリーン化特例によって、市民の方はどのぐらい恩恵を受けられるのか、伺う」という質疑に対して、「来年度の試算では、700台で減税額が270万円程度と試算しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表繰越明許費補正1追加の内、8款消防費、第3表債務負担行為補正1追加の内、(1)から(5)第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「国民健康保険基盤安定負担金が増額となった理由を伺う」という質疑に対して、「軽減の対象者は若干減少していますが、平成28年度の税率改定の影響で増額になったと考えています」という答弁がありました。次に、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の減の理由を伺う」という質疑に対して、「当初予算において、各種地方創生に関する事業の財源として充てる予定でしたが、採択されなかったので全額減額となりました。その後、地方創生加速化交付金が新たに追加されたので、再度、農業インターシップ事業と農業体験ツアーについて要望したところ、採択されたので、346万円計上しました。」という答弁がありました。次に「後期高齢者医療健康診査費委託金の減の理由を伺う」という質疑に対して、「後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用が確定したので、減額するものです、当初は2千人の受診者を見込んでいましたが、実績は1千471人となりました。対象者全員に個別通知をして受診勧奨をしていますが、受診率向上の決め手が見出せないところです。今後も引き続き健診の必要性について啓発し、受診率向上に努めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「市税徴収事務費のインターネット公売の現状を伺う」という質疑に対して、「本年度は全9回予定のうち既に8回終了しており、実績は動産が2件、不動産が5件で、総売却額は2千402万2千円になります。公売に係る案件は、長期未展開事案や高額事案で、本税のみで申し上げますと、比較的300万円代が多く、本年度は500万円を超える高額事案もありました。高額になりますと、分割納付などでは解消に向かわないので、換価価値のあるもの、差し押さえについて他の抵当権にまさっているものについて市で調査し、滞納者との交渉の中で実施しています」という答弁がありました。次に、「文化会館建設基金と野球場建設基金は市民からの寄附か。また、施設の建設が実現されなかった場合、条例の廃止だけで、実現できなかった責任はないのか、伺う」という質疑に対して、「現在、市民の皆様から寄附をいただいている状況ですので、頓挫することはないと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長。

○小山栄治君

文教福祉常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る3月3日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項2目から4目、9款教育費第2表繰越明許費補正1追加の内2款総務費、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「私立保育園運営委託事業費の中で、生活クラブ風の村保育園、八街かいたく保育園の園児数を伺う」という質疑に対して、「平成28年1月1日現在は、風の村保育園が64名、かいたく保育園が106名で平成29年1月1日現在では、風の村保育園が62名、かいたく保育園が108名ですので、園児数は横ばいです」という答弁がありました。次に、「児童扶養手当支給費減の理由と受給者数を伺う」という質疑に対して、「昨年の12月該当分から多子加算額が増額になりましたが、一部支給の場合、所得に応じて加算額が決定されることになったため、当初の予定より多子加算額が減ったことにより減額となりました。受給者数は今年の1月末現在では合計721名で、うち母子が651名、父子が40名、その他が30名となります」という答弁がありました。

歳出4款では、「後期高齢者医療健康診査の目標受診率を伺う」という質疑に対して、「目標の設定はしていませんが、県の目標は35パーセントになりますので、市としても35パーセントを目標として受診勧奨に努めたいと考えています」という答弁がありました。次に、「健康増進の健康診査関係ではどのように総括しているのか伺う」という質疑に対して、「当初予算は目標でもありますので、今回大幅な減額をしているということは、工夫を凝らして健診率向上に努めていかなければならないと考えています。来年度、健康増進計画を策定しますので、市民一人ひとりが自らの健康について考え、自らが健康づくりに取り組む動機付けとなる施策などを計画の中で位置付けできれば、健診等の受診率向上につながると思っています」という答弁がありました。

歳出9款では、「中央公民館管理運営費の講師謝礼の減の理由を伺う」という質疑に対して、「そろばん教室など、市役所職員など無償の講師にお願いしたことによります」という答弁がありました。

次に、「小中学校の教育振興費では、コンピュータの台数と保守業務の入札状況を伺う」という質疑に対して、「沖分校を除く各小中学校は教育用40台と教員用1台、沖分校は教育用17台と教員用1台となり、合計510台です。入札状況は、1者の入札により、小学校64.4パーセント、中学校79.4パーセントです」という答弁がありました。

次に「学校保健管理費の健康診断業務の状況を伺う」という質疑に対して、「小児生活習慣病予防健診の受診率は86パーセントになり、教職員は、ドックを合わせると、受診率100パーセントになります」という答弁がありました。次に、「小学校児童援助奨励費では、受給要件を生活保護基準の1.2倍から1.5倍とのことですが、申請を却下した件数と受給率を伺う。また、特別支援教育就学奨励費の基準を伺う」という質疑に対して、「平成27年度の却下件数は小学校31名、中学校33名になります。平成27度の受給率については、小学校では6.25パーセント、中学校では7.43パーセントになり、ここ数年、率は下がっています。平成29年度については、生活保護基準の1.5倍に要領等を変更する予定です。特別支援教育就学奨励費の基準については、平成24年末の生活保護基準の2.5倍までです」という答弁がありました。次に「放課後子ども教室の今後の計画を伺う。」という質疑に対して、「平成28年度から平成31年度までに、小学校5カ所の開設に向けて準備をしています」という答弁がありました。次に、「放課後子ども教室の指導員の内容を伺う」という質疑に対して、「退職した教員1名、社会教育課の家庭教育指導員1名、計2名で指導にあたっています」という答弁がありました。第2表では、「社会保障・税番号制度関連事務では、本市の個人番号カードの交付状況について伺う」という質疑に対して、「人口7万1千905人に対して、1月末の交付枚数が6千298枚、8.8パーセントになります。ちなみに、国は目標枚数を3千万枚としています。現在971万枚、7.6パーセントになります」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「2款総務費のうち、3項社会保障・税番号制度関連事務費に反対です。マイナンバー制度は、さまざまな分野について、国が国民を管理しやすくするものです。しかし、個人番号カードの交付が始まってから、今年1月で1年が過ぎましたが、市民からは、「番号が漏れても誰も責任をとらないのは心配。カードをもらわない方がいいですか」などと相談が相次いでいます。また、国の目標にはなかなか達しない、ということからも、国民の不安な気持ちを押し返すことができます。この制度によって市の負担も増えます。市民の不安も解消できない番号制度の廃止を求めて、反対します。次に、9款教育費中、小中学校児童生徒援助奨励費を小学校各280万5千円削減、中学校398万円減額しようとしています。受給者を小学生では当初予算の195名から188名に、中学生は125名から111名に縮小することになります。子どもの貧困率は16.3パーセント、6人に1人の子どもが貧困状態にあります。このことから、本市において約900人

の子どもが該当すると推定されます。子どもの貧困対策法が2013年に制定されましたが、この法律が実効的な力を持つようにするには自治体にも努力が求められています。その点、29年度からの就学援助支給基準を生活保護基準の1.2倍から1.5倍に引き上げる、このことは大変歓迎できるものです。しかし、現在本市における就学援助の支給対象は生活保護基準の1.2倍程度ですが、状況によって1.5倍まで幅を持たせて支給するとしていません。平成26年度から生活保護基準が引き下げられており、就学援助の基準の1.2倍では、援助の対象にならない児童生徒が増えるのは当然です。児童生徒がお金の心配なく学校に通えるようにするためには、就学援助の充実が求められており、減額すべきではありません。以上の点から反対します。」

賛成討論が次のようにありました。「3款民生費では、私立保育園運営委託事業費について、1千267万6千円を増額しており、これは私立保育園における職員の処遇改善に対応するものであり、保育士の確保等、保育環境を整備することにより、子育て支援の充実につながるもので、八街市の課題解決にもつながるものです。9款教育費では、小学校施設改修事業費として国の学校施設環境改善交付金を活用し5千388万7千円を増額しており、全額平成29年度に繰り越し、八街北小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事費を実施して、より安全安心な学校施設に改修するものです。小中学校児童生徒援助奨励費については、弾力的な運用により規定を緩和した上での減額であり、児童生徒の教育機会均等に努められており、感謝するものであります。減額補正全般につきましては、今後見込まれる所要額を確保しながら、不用と見込まれる額を補正するものであり、これは、本市の厳しい財政状況を踏まえ、次年度以降の財政運営に対応するための努力の結果であるものと考え、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「一般被保険者療養給付費は前年度と比較してどのような状況か伺う」という質疑に対して、「ほぼ前年並みで推移しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「地域介護・福祉空間整備のスプリンクラー設置はどこの事業所か、伺う」という質疑に対して、「はつらつ宮の原、さわやかリビングやちまたの2カ所になります」という答弁がありました。次に、「運動教室が低額で済んだ理由を伺う」という質疑に対して、「見込んでいた講師単価が入札により低額で済んだことによります」という答弁がありました。次に、「介護予防教室において賃借料が発生しなかった理由を伺

う」という質疑に対して、「特別養護老人ホーム「空」での実施の際、会場料金を無料にしていたことによります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第17号は、平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「28年度に加入している世帯の状況等を伺う」という質疑に対して、「軽減世帯で申し上げますと、7割軽減の均等割が5千18人、平等割が3千480世帯、5割軽減の均等割が3千584人、均等割が1千725世帯、2割軽減の均等割が3千249人、平等割が1千513世帯となります」という答弁がありました。次に、「保険税の収納率の状況を伺う」という質疑に対して、「1月末現在の現年度分は66.09パーセントになり、前年度と比較して0.07パーセント高くなっています」という答弁がありました。次に「国庫補助金の近年の状況を伺う」という質疑に対して、「国の負担割合は100分の32で、ここ数年変更はありませんが、支援金分等により国からの支援は増えています」という答弁がありました。次に「一般会計繰入金についてはどのように考えているのか」という質疑に対して、「現時点では、広域化の際の国保会計の赤字の処理方法が決まっていないため、広域化までに赤字を解消しなければならないかは未確定ですが、繰上充用を連続して行うことは当然避けるべきと思います。保険税の収納率の向上や保健事業の充実により、国保会計の健全化を図ることは当然ですが、赤字解消のために一般会計からの繰り入れも必要と考えています。しかしながら、一般会計も非常に厳しい財政状況ですので、一般会計からの制度外繰り入れについては、平成29年度は減額せざるを得ない状況と考えています」という答弁がありました。次に「保険制度準備事業システム改修業務の内容を伺う」という質疑に対して、「広域化に向けてになります」という答弁がありました。次に「一般被保険者療養給付費の減の理由を伺う」という質疑に対して、「過去2年間の決算額と今年上期分の実績をもとに積算したものです。被保険者数が減っていますので、それに伴い若干減となりました。」という答弁がありました。次に「脳ドック助成の内容を伺う」という質疑に対して、「助成額は費用の2分の1、上限額1万円で、100人分を計上しています」という答弁がありました。次に「後期高齢者支援金の減の理由を伺う」という質疑に対して、「制度の変更があり、総報酬割に何年かかけて移行しています。平成29年度から全面的に総報酬割になります」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。「本市における国保財政は大変厳しく、平成25年度、26年度と連続の赤字決算となり、平成26年度の歳入不足は約2億8千万円に上りました。このような状況の中、徴収強化を強めています。平成27年度の国保税収納率は現年度分86.09パーセント、過去分との合計で51.94パーセントと大変低い状況です。28年度は、現在の時点では前年度より少し上がっているとのこと。しかし、収納率の低さから見ると、生活実態に合った国保税となっていないことがわかります。一般質問でも質問しましたが、所得0円から100万円未満の世帯は6千372世帯、そのうちの1千54世帯が、国保税を軽減されても、徴収強化されても、滞納せざるを得ない状況です。滞納すれ

ば、病院窓口で医療費を10割支払わなければならない資格証明書を発行されたり、高額療養費の病院窓口限度額認定書を交付してもらえません。お金がないために治療がおくれ、命を脅かされる状況をいつまでも続けるわけにはいきません。国が減らした国保への国庫補助金を元に戻し、市としては一般会計からの制度外繰り入れを増やし、払える国保税にしなければなりません。市も努力されていますが、やはり国が国庫補助金を大幅に増やすべきです。平成30年度からは、国保が広域化されようとする中、県、国にも大幅な負担額を求めたいと思います。広域化は、医療費給付の抑制や国保税引き上げ、税徴収の強化を市町村に押し付けるものにならざるを得ないと言われていますが、住民の命・くらしを守ることが自治体の仕事です。払える国保税にし、安心して病院にかかれる国保制度にする必要があります。市長会で国保負担を増額するよう要求していますが、さらに要求をしていただきたいと思います。国庫負担、県負担の増額、一般会計からの制度外繰り入れをし、誰もが安心の国保制度にするよう求め反対します」。

賛成討論が次のようにありました。「我が国の国民皆保険制度は、誰もが、いつでもどこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持していくことは、国民、市民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。この国民皆保険制度を支えている国民健康保険特別会計につきましては、国保加入者の減少や無職者等の増加により、保険税収入が年々減少している一方、高齢者の増加等により保険給付費が年々増加しておりましたが、平成29年度予算を見ると、保険給付費は平成28年度予算と比較して、1億1千807万円の減額となっております。これは、被保険者の減少もありますが、保健事業などの医療費適正化の効果が、一部あらわれたものではないかと思われまます。国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識し、引き続き、市税等徴収対策本部等を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開するとともに、新たに始める脳ドック助成については、私が何度も議会で取り上げて要望した項目でもあり、大変感謝しております。今後、保健事業のさらなる充実とともに、医療費の抑制に努力していただき、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待し、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第18号は、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「後期高齢者医療保険料は、前年度と比較すると、1千165万9千円の増額です。本年4月から低所得者への軽減が縮小されますが、その分の増収なのか伺う」という質疑に対して、「増額分に軽減特例は一切含まれていません。従前の軽減割合で積算したものです」という答弁がありました。次に、「保険料の収納率の状況を伺う」という質疑に対して、「本年1月末では、平成28年度現年分の収納率は81パーセント、平成27年度現年分は79.9パーセント、平成26年度現年分は79.7パーセントになります。県内的に収納率はよくありませんが、年々上昇している状況です」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度は、「高齢者差別だ」「姥捨て山だ」と多くの国民が反対する中で成立した制度です。2年ごとの保険料の見直しにより、平成28年、29年の1人当たりの保険料は年額6万9千812円と耐えがたい額となっています。制度創設の際、国民の怒りを抑制するために、低所得者に対し保険料の軽減策が実施されました。年金の引き下げ等で、高齢者の暮らしが厳しくなっている中、安倍政権はこの4月から軽減を縮小しようとしています。八街市においては、加入者全体で7千762人のうち、5千116人が軽減されています。今回の軽減の縮小により、所得割5割軽減を2割に縮小することで879人、もと被扶養者9割軽減を7割に縮小することで564人となり、合計で1千443人に、総額約900万円の負担増となります。高齢者・低所得の方々の命を削る保険料軽減縮小は許されません。政府は、軽減制度を廃止しようとしており、4月からの縮小はその手始めに過ぎません。軽減制度の縮小は認められません。八街市では、保険料を滞納しても、短期保険証を現在廃止しています。これは大変な決断で、市民の方々からは喜ばれています。また、国の責任で保険料を抑制するように市長会でも要望しているとのことで、これからもぜひ国が実施するよう、強く要望していただきたいと思います。最後に、高齢者が増え、医療費が増えれば、保険料が際限なく上がるこの差別医療制度は、高齢者の命・健康を守ることはできず、廃止するしかありません。以上の点から反対します。」

賛成討論が次のようにありました。「後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々がこれからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として平成20年度に創設され、以降9年が経過いたしました。この間、幾たびの改正を行い、国民会議の取りまとめでも、「現在では十分定着しており、今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当である」との報告も出されております。さて、このような中、平成29年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料の軽減特例の一部が廃止される見込みとなっていますが、低所得者に対する均等割の9割、8.5割の軽減特例については継続されており、被保険者の負担軽減に配慮されています。また、給付につきましては、高齢化が進み、被保険者数の急増により、保険者である広域連合への負担金の増加が推測される中、新たに脳ドック助成を始めるなど、医療費の削減に対するの努力もうかがえます。これからも被保険者数や医療費は、年々増加を続けていくことが予想されるため、安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等をしっかりと進めていただくことを期待し、賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第19号は、平成29年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「南部地域包括支援センターの設置場所について伺う」という質疑に対して、「現在の南部老人憩いの家の事務室に併設します。利用者については影

響ありません」という答弁がありました。次に、「介護認定審査会委員の構成はどのようになっているのか。また、認定調査員は何名か伺う」という質疑に対して、「医師、歯科医師、薬剤師、老人福祉施設の代表、ケアマネジャーの各4名で、計20名になり、年64回、週1回の開催になります。認定調査員は、市の職員4名、臨時職員6名、計10名になり、調査件数は平成28年12月末時点で1千544件です」という答弁がありました。次に、「介護保険料の収納状況を伺う」という質疑に対して、「28年度は昨年度と同程度の徴収を見込んでいます」という答弁がありました。次に、「低所得者介護保険料軽減の対象人数を伺う」という質疑に対して、「平成28年度は3千594人になります」という答弁がありました。次に、「介護保険事業計画等見直し業務の委託先を伺う」という質疑に対して、「株式会社グリーンエコです」という答弁がありました。次に、「保険給付費のサービスの減の理由を伺う」という質疑に対して、「介護予防サービス費として給付していた訪問介護と通所介護が、総合事業の開始に伴い、地域支援事業費に移行したことによるもので、サービスを削減する考えの中で、減にしているわけではありません」という答弁がありました。次に、「高齢者虐待の相談状況を伺う」という質疑に対して、「平成27年度は年間20件で、平成28年度は12月末で13件になります」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「平成29年度における保険給付費と地域支援事業費の合計は約42億569万円です。平成28年度と比較すると合計で約8千680万円の減額予算となっております。サービスは保障されるということですが、高齢化が進む中での減額は納得できません。今までも「訪問介護の時間が十分でない」「制度の利用を断られた」などの苦情があがっており、減額すれば十分なサービス提供ができないのは明らかです。利用料が高過ぎるという悲鳴も上がっています。今予算には、平成30年から始まる第7期事業計画の委託料約443万円が計上されています。介護保険制度は「社会的介護」をうたい文句に開始されたが、3年ごとの見直しによって、保険料引き上げの一方、制度改悪が繰り返され、「介護難民」という言葉が生まれるほどの状況になってきました。平成30年度は第7期制度の開始となります。次期制度開始にあたり、国・県・市の負担を増やし、高齢社会にふさわしく、必要なサービスを安心して受けられる計画にするよう求めます。高過ぎる保険料では収入未済額、不納欠損額が増えるばかりです。基準である第5段階の保険料は月額5千270円となっており「払いきれない」と悲鳴が上がっています。払える保険料にするために、保険料の据え置き、低所得者への軽減充実などにより、滞納したためにサービスを受けづらいという事態をなくすよう求めます。また、サービスについて国は利用者負担引き上げや、介護度1、2を介護保険から外すなどサービス縮小や制度改悪を狙っています。制度の改悪ではなく、充実によって市民の暮らしを守り、自治体としての責任を果たすよう市長会としても頑張ってくださいと思います。以上のことから反対します。」

賛成討論が次のようにありました。「平成28年12月末日現在の高齢者人口は1万9千201人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は26.67パーセントに達し、2千474人の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末

の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較いたしますと、高齢者人口は2倍強に、要支援・要介護認定者数は約3倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しているところです。平成29年度は、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度であり、かつ、第7期同計画の策定の年度でもあります。第5期同計画内では、千葉県より財政安定化基金を借り入れ、厳しい財政運営が行われたところですが、第6期同計画では財政運営が厳しくなった際に運用する「介護給付費準備基金」も充足されつつあり、第6期同計画においては、健全な財政運営が進められており、担当職員のご苦勞をうかがい知るところです。平成29年度についても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定並びにきめ細やかな介護サービスの提供を要望し、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果をご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

会議中ですが、10分間休憩します。

（休憩 午前11時02分）

（再開 午前11時11分）

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

木村利晴経済建設常任委員長の報告を求めます

○木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件8件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第7号は、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、改良土での埋立て等による地下水汚染や農地造成による当該農地の汚染及び周辺の農地被害を防止するため、改良土による埋立ての規制など、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から「改良土を使用するものでないこと」ということは、改良

土は埋立てに利用できないことか伺う」という質疑に対して、「本条例は、埋立面積が500平米を超えた場合対象になりますので、改良土は500平米を超えた場合は、埋立てに使用できません。ペーハーで規制することも考えられますが、基本の考えとして、地下水を利用している方々の安全や農地を守ることから、ペーハーに関係なく改良土の搬入はできないことにしました」という答弁がありました。次に、「本条例の規則はどのようになっているのか伺う」という質疑に対して、「改良土関係のことだけではなく、他の項目も含めて見直しをしなければいけないと考えています」という答弁がありました。次に、「本条例は、該当する地目を指定しているのか、また、公共残土等についての規制はどのようになっているのか伺う」という質疑に対して、「地目について指定していません。公共事業等については、適用除外になります」という答弁がありました。次に、「搬入する残土等の「マニフェスト」の扱いは、どのようになるのか。また、埋立地近隣の同意はどのようになるのか伺う」という質疑に対して、「産業廃棄物であれば、マニフェストが必要になりますが、改良土になりますと中間処理において資材として再生したものになりますので、マニフェストは提示されないと考えています。近隣の同意については、全ての隣接者の同意が必要になり、区域から300メートル範囲内に居住している方々の承諾は、8割必要になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、行政組織の改正により、経済環境部商工課を経済環境部商工観光課に課等の名称を改めるため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、市道路線の認定についてです。

これは、寄附及び開発行為により帰属を受けた道路について、住宅の増加に伴い、交通量も増加し、公共性も高くなってきたことから、新たに八街字笹引地先の市道六区27号線ほか、17路線を市道として認定するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正1追加の内5款農林水産業費、7款土木費、第3表債務負担行為補正1追加の内(6)についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「八富成田斎場の利用者減をどのように捉えているのか伺う」という質疑に対して、「民間を利用する方が増えていることと考えています」という答弁がありました。

歳出5款では、「新輝けちばの園芸を4名の方が辞退された理由は何か。また、ほかにはどのような申請がされたのか伺う」という質疑に対して、「辞退した4名の方は、パイプハウスの導入を予定していましたが、昨年8月の台風被害の修繕に力を入れたいということ

で辞退されました。収穫機系については、6件申請がありました」という答弁がありました。次に、「近代化農業の傾向を伺う」という質疑に対して、「ハウスの増設をされる方もいらっしゃると思いますが、中間管理事業を活用して規模拡大し、収穫機の導入をされる割合が多いです」という答弁がありました。次に、「輝けちばの園芸の補助割合を伺う」という質疑に対して、「個人は4分の1補助、3名以上の団体は3分の1補助になります。」という答弁がありました。次に、「本市の農業粗生産額を伺う」という質疑に対して、「公表されている平成26年の八街市農業粗生産額は200数億円で、県では5位になります」という答弁がありました。

第2表では、「経営体育成支援事業の繰越件数は何件か、また、いつ頃この事業を完了するのか伺う」という質疑に対して、「繰越件数は112件ありました。資材の調達については、6月いっぱいをめどに事業を進めたいと考えています。なお、現状復旧になりますので、差額分については、補助対象外になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「財源内訳の地方債の変更ですが、事業費が確定したことによるのか伺う」という質疑に対して、「事業費の確定によるものです」という答弁がありました。次に、「一区39号線の枝線整備工事の入札不調の要因を伺う」という質疑に対して、「入札参加者がありませんでした。推進工法で設計しましたが、「機材が入手できない」「金額が低い」などの声を聞いています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第20号は、平成29年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「大池排水区枝線整備工事の今後の計画を伺う」という質疑に対して、「平成29年度は、やなぎやの脇及び東小裏について予算計上しています。その後は、平成30年度以降大池調整池上流の整備を計画しています」という答弁がありました。次に、「改正下水道法の変更内容を伺う」という質疑に対して、「現在の下水道法の事業認可については、建設事業の認可を得ていますが、改正下水道法の事業認可は、維持管理を含めた認可が必要となります」という答弁がありました。次に、「平成32年に会計が公営企業法へ移行しますが、準備状況を伺う」という質疑に対して、「債務負担行為を平成28年度から3カ年設定しています。本年度は518万4千円、平成29年度が1千69万2千円、平成30年度が1千598万4千円、合計3千186万円となり、株式会社日水コンと契約しています。本年度の業務内容は、基本計画の策定、固定資産の一部調査などを実施しています。平成29年度は資産調査業務などになります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号は、平成29年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「一般会計からの繰入金の内容について何う」という質疑に対して、「本市は国の基準には該当していませんが、県の市町村水道総合対策補助金に基づいて、市の一般会計から繰り入れをしています。目的は、水道料金の格差を是正し、経営の健全化を促進するものです」という答弁がありました。次に、「人口減少が予想される中で、印広水からの受水量について、どのように考えているのか何う」という質疑に対して、「受水をしていることによって、給水原価が上がっている状況です。今後の人口減少の中で考えると、水道を取り巻く環境の変化により、総合的に水道料金が適性なのか、また事業運営が適正かを含めて、1つの企業として成り立っていくか考えていかなければならないと考えています」という答弁がありました。次に、「老朽管更新工事の場所を何う」という質疑に対して、「朝陽小学校前の交差点改良にあわせて行うものと、漏水の多発しているところで大木地先、四区地先になります。3カ所合わせた工事費8千万円弱となります」という答弁がありました。次に、「アセットマネジメントがこれから大事になりますが、南部ポンプ場の建設についてどのように考えているのか」という質疑に対して、「現在進めている第4次拡張事業は市内全域が供給区域になっており、この事業には南部ポンプ場が掲載されています。しかし、国等の方針にもありますように、現在は施設の維持管理を優先しているところだ」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

次に、石井孝昭一般会計新年度予算審査特別委員長の報告を求めます。

○石井孝昭君

一般会計新年度予算審査特別委員会に付託されました、案件1件につきまして、議長を除く18名で特別委員会を設置し審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

本特別委員会に付託されました議案第16号、平成29年度八街市一般会計予算について、歳入歳出予算総額203億7千万円の審査を行うため、3月7日から3月10日までの4日間、本会議場において、平成29年度八街市予算書及び新年度予算事業費ごとの概要説明書をもとに、「総務常任委員会所管事項」、「経済建設常任委員会所管事項」、「文教福祉常任委員会所管事項」及び「総括質疑」について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第16号は、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。
一般会計新年度予算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果について、ご報告
申し上げました。

以上をもちまして委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、一般会計新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長及び特別委員長の報告、質疑を終了します。

議案第1号から議案第21号の討論通告受付のため、休憩します。休憩時間中に通告する
ようお願いいたします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩します。

（休憩 午前11時27分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（小高良則君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第2号、第3号に対し桜田秀雄議員から、議案第4号に対し丸山わき子議員から、議
案第5号に対し丸山わき子議員から、議案第10号に対し京増藤江議員、林修三議員から、
議案第16号に対し丸山わき子議員、林政男議員、桜田秀雄議員、木村利晴議員から、議案
第17号に対し京増藤江議員、川上雄次議員から、議案第18号に対し京増藤江議員、服部
雅恵議員から、議案第19号に対し京増藤江議員、山田雅士議員から討論の通告があります
ので、順次発言を許します。

最初に、桜田秀雄議員の議案第2号、第3号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は議案第2号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について。議案第3号、八街市特別職員の給与及び旅費に関する条
例及び八街市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、一括して反対いたします。

この改正は、議員及び市長等の年2回のボーナスを増額するものです。

市の財政が厳しいことから、議会の発議で政務活動費を1議員につき月額5千円削減すること
を議決、市長も市長給与の5パーセント、管理職手当の20パーセント削減を提案、一方で
ボーナスの増額を求める試みは整合性がなく支離滅裂と言わざるを得ません。

また、第二庁舎は耐震上危険と判断、使用禁止となり、各課は中央公民館や第一庁舎、健
康福祉センターなどへの分散移転、福祉事業所は追い出され、社会福祉協議会で働く人々は

不安がっています。平成29年以降、取り壊しを行わなければなりません。

市は、庁舎建設のために平成6年から長期計画のもと「市庁舎建設基金」を創設し、積み立ててまいりましたが、平成24年3月議会で、積立金のうち4億5千380万円を流用したが、基金への返済ができなくなったことから、基金そのものを廃止いたしました。

基金は、本来、目的以外には使用できないもので、目的が成就した場合にのみ廃止できるものです。流用する場合は、利子など、返還の方法を明確にするなど、厳しく規制されています。

市庁舎の建設には数十億円が見込まれ、8億円からの基金を失ったことは市長の責任であり、それに追従した議会の責任も免れません。

また、第一庁舎について、新耐震基準に移行したのは、昭和56年6月1日ですが、第一庁舎は建設の竣工日が昭和56年12月29日で耐震上問題はないと答弁したのにもかかわらず、新耐震基準日以前に設計されていたことを見落とすという初歩的な大失態により耐震工事に追い込まれ、その経費は数億円になるものと見込まれます。

市民に莫大な損害と手狭な庁舎での市民サービスでご不便をおかけすることになった責任は、市長と市長に追従し、行政を監視、チェックするという議会本来の役割を果たせなかった私たち議会にもあります。

本来、市長給与及び議員報酬の一部を返納して、納税者市民の皆さんに謝罪すべきであります。

今、この時期にボーナスの増額を求めたとしたら、市民の皆さんから、「ろくな仕事もできないのに自分たちの懐には熱心ですね」と言われかねません。私たちは市民に寄り添った市政の運営に心がけるべきで、ボーナスのアップには反対をいたします。

○議長（小高良則君）

次に、丸山わき子議員の議案第4号、第5号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は、議案第4号、5号の反対討論を行います。

まず、議案第4号の八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例の改正内容は、本市の財政状況を考慮して今年度実施している特別職の減額措置を平成29年度も引き続き行うというものでございます。こうした減額措置は、15年にわたっています。今後、八街市の財政状況は大きく好転することとは考えにくく、毎年の減額期間設定ではなく、長期的な展望のもとでの本則として設定することを求めるものであります。

議案第5号につきましては、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この議案第5号は、半額となっていた地域手当を従来の3パーセントに戻し、管理職手当を引き続き減額措置をとるというものであります。

本市は、この間、行財政改革による歳出の抑制で、職員の削減、給与の減額、退職手当の減額をしてきましたが、17年に及ぶ管理職手当への独自カットは解消すべきです。長年の管理職手当カットによる職員力を低下させてはならず、さまざまな点で管理監督者としての責任も大きい職員の気持ちに十分配慮していくことが必要であり、管理職手当の復元は最優先に実施すべきであります。

総務省は、管理職手当の削減を10パーセント程度を求めています。八街市では今回も20パーセントの削減で、総額715万円にもなります。

平成28年度の県内管理職手当の削減は5自治体となり、前年度より1市、四街道市が管理職手当の支給を復活しています。

管理職は、自治体にとっては市政運営の先頭に立つ貴重な人材であり、財産であります。公務員が全体の奉仕者として住民のためにその能力を存分に発揮して働ける環境作りこそ必要だということを改めて申し述べるとともに、人件費削減に頼らない財政運営を求め、この議案に反対するものであります。

○議長（小高良則君）

次に、京増藤江議員の議案第10号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論をいたします。

平成28年度、八街市一般会計補正予算中、次の2点について反対します。

1点目に、2款総務費の内、3項の社会保障・税番号制度関連事務費562万2千円の追加計上についてです。

マイナンバーカードの利用者は、全国で8パーセント弱、千葉県でもほとんどが10パーセント以下という状況のもと、八街市においても9パーセント弱であり、国民はマイナンバー制度を必要としていないことを示しています。政府は、制度の目的について「公正な給付と負担の確保」とうたっていますが、狙いは預金口座に個人番号を紐付けして、所得や資産状況を把握し、税や社会保険料などの徴収強化をする一方、社会保障を削減することです。自治体の責任も負担も増え、個人番号を扱う中小業者は厳格に管理することが求められ、番号が漏れた場合は、真っ先に責任を問われます。この制度は、情報通信、大企業に大盤振る舞いする第2の公共事業とも言われ、利益を得ますが、国民にとっては百害あって一利なしの制度であり、廃止を国に求めるべきです。

2点目に、9款教育費中、小・中学校児童生徒援助奨励費を各小学校280万5千円、中学校398万8千円減額しようとするものです。受給者は小学生では当初予算の195名から188名に、中学生は125名から111名に縮小することになります。

子どもの貧困率は16.3パーセント、6人に1人の子どもが貧困状態にあります。このことから、本市において約900人の子どもが該当すると推定されます。「子どもの貧困対策法」が2013年に制定されましたが、この法律が実効的な力を持つようにする努力が自治

体に求められています。

本市における就学援助の支給対象は生活保護基準の1.2倍程度ですが、今委員会において、平成29年度支給基準を生活保護の1.5倍に引き上げると答弁がありました。大いに評価できるものです

しかし、子どもの貧困が広がっているにもかかわらず、この間、本市における就学援助受給率は小中学校ともに減っています。就学援助について相談者のうち、平成27年度には小学校で31名、中学校で33名が対象にならなかったという答弁がありましたが、児童生徒がお金の心配なく学校に通えるようにするためには、就学援助のさらなる充実が求められます。

以上の点から、議案第10号に反対いたします。

○議長（小高良則君）

次に、林修三議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、私から議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算について賛成の立場から討論いたします。

3款民生費では、私立保育園運営委託事業費について1千267万6千円を増額しており、これは私立保育園における職員の処遇改善に対応するものであり、保育士の確保等、保育環境を整備することにより、子育て支援の充実が図られ、八街市の課題解決につながるものでございます。

次に、9款教育費では、小学校施設改修事業費として、国の学校施設環境改善交付金を活用し5千388万7千円を増額しており、全額平成29年度に繰り越し、八街北小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事費を実施して、より安全安心な学校施設に改修するものであります。

また、社会教育総務費の中の青少年健全育成費に八街東小学校で行っている放課後子ども教室プランの備品購入費に45万5千円を充てて計上されており、大変ありがたいことでございます。

小中学校、児童生徒援助奨励費については、弾力的な運用により規定を緩和した上での減額であり、児童生徒の教育機会均等に努められ、感謝するところでございます。

減額補正全般につきましては、今後見込まれる所要額を確保しながら、不用と見込まれる額を補正するものであり、これは本市の厳しい財政状況を踏まえ、次年度以降の財政運営に対応するための努力の結果であるものと考えます。

以上のことから、議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算について賛成いたします。

○議長（小高良則君）

次に、丸山わき子議員の議案第16号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は、議案第16号、平成29年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

国民の消費支出のうち、消費の占める割合を示すエンゲル係数が安倍政権になってこの4年間、連続上昇し、約30年ぶりの高水準となったことが明らかとなり、国民の暮らしがゆとりをなくしていることを浮き彫りにしています。

こうしたもとで国の2017年度予算案で軍事費は5年連続の増額となり、総額は5兆1千億円台と、当初予算では過去最大の規模に達しています。

一方、年金や医療、介護など社会保障費は3兆2千4百億円余りと最大ですが、高齢者が増えていることなどに伴う自然増の予算は削減しています。また、70歳以上の高齢者の高額療養費の改悪、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の縮減など、国民の負担増となっています。

安倍政権になって国の財政が改善するどころか、一層悪化しているのは、国民には消費税の増税を押し付ける一方で、大企業や大資産家に減税を続けてきたことが大きな要因です。アベノミクスは、今や国民の暮らしを悪化させるだけでなく、財政にも悪影響を及ぼしており、一日も早い中止が不可欠です。

負担増は国民ばかりではございません。地方自治体の運営にも影響しています。1点目には、地方交付税です。交付税の算定にあたり、人口減少等対策費について、取り組みの必要度に応じた算定から取り組みの成果へと3年かけて変更すること。また、地域の元気創造事業費も3年かけ行革努力分算定から地域活性化分の算定に変更しますが、どちらも成果による算定であり、行政サービスの低下と自治体間競争に駆り立てるものであり、到底認められません。

また、トップランナー方式もあわせて導入し、歳出面では、民間委託や指定管理者制度を導入することを前提にして経費を割り出し、数年かけて単価を引き下げて、歳入面などでは、行革など経費を抑えた市町村の水準を基準にして、各市町村への交付税を算定するものです。これは市町村に行革による経費削減を争わせ、成果を上げられなかった市町村は効率化が図られなかったとして、地方交付税の減額をするというものです。

このようなやり方では、今後、地方交付税は減額されるばかりであり、地方財政を大きくゆがめていくものとなります。地方交付税の算定方式を改め、国が望む行革を実施するように誘導することは、市町村のことは市町村自らが決めるという団体自治権に反することであり、到底認められません。

2点目には、地方創生の交付金の問題です。交付要件が厳しく、本市では平成27年度5千700万円、平成28年度811万円、平成29年度は76万円と、利用できない状況で、給付事業にも使えず、自治体が活用したくなるような地方の再生を応援する交付金に抜本的に見直しをすべきです。

3点目には、マイナンバー制度です。平成29年度の本市の関連事務は約1千500万円、しかし、国からは手数料委託費の966万円のみです。今後も自治体の持ち出しとなるような制度であり、市民にとっては利益もなく、むしろ個人の情報漏えいの不安を持つ制度、市

民の税金を使ってまで実施すべきではありません。市民のカード発行状況は、わずか8.6パーセントととどまっております。市民にとっての必要性や期待がないことがわかります。マイナンバーは、徴税強化と社会保障抑制を目的に、国、財界の都合で導入されたもので、国民に不安と弊害をもたらすマイナンバーは中止し、廃止へ向け見直すよう国に意見を上げることが必要です。

4点目には、広域事業費の八ッ場ダムの出資金です。平成29年度は127万6千円となっておりますが、平成31年までに3千450万円の出資が予定されています。無駄な大型公共事業の典型として八ッ場ダムに批判が広がる中、当初の2.5倍以上にまで肥大化したことは、あまりにもずさんと言わざるを得ません。不要不急の大型公共事業の見直しも不明確なまま推進し、それがうまくいかなかったら、国民、自治体に負担を求めるやり方に道理はありません。今後、各自治体は、水余り問題や料金高騰に直面することとなり、問題だらけの八ッ場ダムは中止・凍結を含め見直しをすべきです。

このように国の施策で地方財政がゆがめられるもとの、国に対し地方財政を守れと意見を言うことと同時に、しっかりと市民の暮らしを守る市政運営が求められます。

平成29年度は、市ホームページのリニューアル、広報やちまたの電子配信で、市民に一層開かれた街づくりをはじめ、南部包括支援センターの整備による介護サービスの充実、かん水対策、小学校空調整備、スクールソーシャルワーカーの配置など、新たな事業への取り組みを評価するものですが、市長の予算編成方針、また、市政基本方針には、貧困と格差に苦しむ市民に対する支援策への言及はなく、ここに意識した予算編成をすべきです。

市営住宅入居を希望していても、滞納者は入居できないという制裁措置や、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の軽減への対応もなく、平成27年度に作られた障害者基本計画、福祉計画策定時に難病患者の約半数が経済的援助を求めています。わずかな見舞金は削減したままなど、困窮した市民に寄り添うどころか、市の新年度予算編成方針は、財源確保の1つに徴収強化を掲げています。

本市の平成28年度の財産差押件数は542件、預金口座、生命保険の差し押さえは約半分に達しています。給与等の差し押さえは生活困窮や経営難となり、納期内納税ができなくなった納税滞納者に対して滞納整理の最後の手段である財産差し押さえで迫る収納行政は改善し、徴収や換価の猶予、執行停止など納税緩和制度で救済するとともに、自主納付できるよう丁寧に生活再建を支援すべきです。

こうした徴収強化の一方で、市長交際費は100万円を計上しています。市政の円滑な運営をするために市長が外部と渉外や慶弔に要する経費として支出されていますが、招待通知のある限られた一部団体への支出は、公平性に欠け、市民の理解が得られません。市長は、財政改革を提起、実践の先頭に立っており、これらの視点を厳しく考察されて、効率的、公共的な利益と市民サービスの提供の観点から社会的儀礼と一般化することなく、各地の先進的市長の市政運営に倣い、さらなる改善を図るべきです。

市民に奉仕する職員については、市の第2次行財政改革では、適正な職員数の管理に努め

るとし、平成29年度は535人に、平成30年度までに正規職員を530人とする職員削減目標を掲げ、さらに次期定員の管理目標を策定するとしています。これ以上削減は問題です。

平成29年度の臨時職員は、再任、嘱託も含め307名となり、職員全体の36.4パーセント、保育園の保育士では臨時保育士が40パーセントも占めています。適正な職員数の管理の名のもとに、正規職員を削減し、臨時職員を増やしても、業務が増え、責任は重くなり、ゆとりのない職場環境となることは明らかです。

平成28年度の職員のストレスチェックの結果、13.6パーセントの職員が高リスク者となっており、職員が健康を害するような職員の削減は決して適正な職員配置とは言えず、災害時に対応しきれない事態や市民サービスの低下につながりかねません。

正規職員への業務負担の加重は、本来なら職員自ら行うべき業務もこなせず、市営住宅長寿命化計画策定業務767万9千円や健康づくりの増進計画策定事業526万4千円で委託するなどの影響が出ています。

行財政改革で進める職員削減計画は、効率的な市政運営にはつながらないことを証明しています。正規の職員確保への努力で安心の街づくりを進めるべきです。

持続可能な自治体の鍵は、元気で活力ある地域経済と教育、子育ての予算が確保されていることです。しかし本市の経済の中心となる農業予算、商工費は、わずか1.9パーセント、次代を担う子どもの教育費は9.3パーセントと、平成28年度より削減されています。厳しい財政難を乗り越えるためには、豊かな八街市の資源をどう生かすのかが問われています。農林水産省は、農漁業の第1次産品生産額に対して付加価値を付けることで最終消費額が7倍になるとし、加工、流通、販売を地域で担えば巨額の付加価値が地域を潤すことになると展望を示しています。

八街市の平成26年度農業精算額は208億3千万円で、これを市内で生かすできれば、最終消費額は1千億を超えるものとなります。農産物加工開発と流通への支援、観光農園や農家レストランなど、思いきった多方面での付加価値を生み出す取り組みで、地域活性化、雇用拡大につなげ、元気な街づくりを求めるものであります。

持続可能な自治体のもう一つの鍵となる教育予算は、義務教育に支障を来すことのないよう予算措置がされなければなりません。

2012年から始まった学校図書館5カ年計画は、最終年度となる平成29年度で小学校図書館基準を達成することとなりましたが、この間の予算措置は全国平均の図書購入費をはるかに下回るものとなっており、せめて全国平均を措置するとともに、図書館司書の配置も重視すべきです。現在3校に1人の配置となっており、子どもたちがいつでも利用でき、心豊かに育つ環境にはなっておりません。図書館司書の各学校への整備が早急に求められます。

また、文部科学省は、新学習指導要領に基づく整備目標を定め、平成24年度から平成33年度までの10年間に総額で約8千億円の地方交付税措置をするとし、各自治体にこの措

置を活用して計画的に教材整備を行うよう通達を出しています。1校あたり小学校316万2千円、中学校は334万8千円、整備額を示していますが、八街市は平成24年度から平成29年度まで小学校9校で、わずか250万9千円、中学校4校で396万2千円であり、6年間で1校分の予算程度しか分配されていないこととなります。貧弱な教育予算では、十分な教育は進められません。

さらに、学校の暖房費は灯油使用の制限があり、午前中まだ寒いうちにストーブを消さなければならず、子どもたちに我慢を押し付けているのが実情です。こうした実態があるにもかかわらず、平成29年度の燃料費は平成28年度より小学校16.7パーセント、中学校18.5パーセント削減しており、義務教育の配慮に欠ける予算と言わざるを得ません。

不登校・引きこもり対策もさらなる取り組みの強化が必要です。長きにわたって削減され続けてきた教育予算は、教育施設整備の充実、子どもたちの教育が保障される予算へと最優先で切りかえていくことが求められます。

今、社会の貧困と格差が子どもたちに大きく影響しています。日本の子どもの貧困率は過去最悪の16.3パーセントになり、中でも深刻なのはひとり親世帯で、その相対的貧困率は54.6パーセントにも及びます。八街市内児童生徒数の実数換算では900人を超す人数が貧困に陥っていることとなります。

その対策は切実です。今議会では、就学援助制度について、入学準備費を入学前に支給、また、支給率を生活保護費の1.2倍から1.5倍へと見直しを図られるという答弁がありましたが、さらなる充実とともに、学校給食など義務教育費に係る経費の軽減や給付型の奨学金制度など、子育て支援が必要です。

国の貧困法の課題や目標を示した子どもの貧困大綱は、親から子への貧困連鎖を断ち切ることをうたい、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で40項目の課題を掲げ具体化を求めています。本市もこの大綱に沿って、子どもの貧困に真剣に取り組むことが喫緊の課題であり、一日も早い取り組みを求めるものであります。

以上の立場から平成29年度一般会計予算に反対するものであります。

○議長（小高良則君）

次に、木村利晴議員の議案第16号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第16号、平成29年度八街市一般会計予算に対し賛成の立場から討論いたします。

今議会では、平成29年度予算や事業に対し、一般質問や予算審査特別委員会を通して、さまざまな検証を行ってまいりました。そうしたことを踏まえ、まずは評価できる点について申し上げたいと思います。

一般質問のときにも紹介させていただきましたが、北村市長は、今年の年頭の挨拶で「八街市総合計画2015」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに八街市の魅力発信と地域活性化のために全力で取り組んでいる。また、2期目の任期の折り返しを迎える中で、

限られた財源の中ではあるが、市民の皆様とともに、八街市を愛する情熱を市政運営に注ぎ込み、「活力と希望にあふれ、誰もが住んでいて良かったと思える街」の実現に向け、一歩ずつ着実に前進していけるよう全力を傾けてまいりたいとおっしゃっておいりました。

まず最初に、平成29年度においては、市長公約に掲げているように、「市民と共にまちづくり推進のための部署の創設」として、「市民協働推進課」を新設することで、まさしく「みんなで創る街 やちまた」というコンセプトが具体的な事業として形になっていくものと大いに評価いたします。

このほか、小・中学校教室への空調設備整備に対する予算の実現がなされ、また、継続的な事業ではあるものの、榎戸駅自由通路及び駅舎橋上化に係る事業、朝陽小学校前の交差点改良事業など、健康を思いやり、便利・快適と思える街づくりが進められます。

市長の言葉をかりれば、「子どもたちは八街の宝」です。空調設備の整備はスピード感をもって進めていただきたいと意見しておきます。

駅南口には防犯ボックスが設置され、来年度からはセーフティーアドバイザーが配置されることとなり、これで南北ともに市民の安全を守る拠点ができたこととなり、さらに、来庁される市民の方々や職員の安全を守るため、第一庁舎耐震改修工事設計業務に始まり、今後、耐震補強がなされ、有事の際の拠点が整備されます。

また、子育て短期支援事業、病後児保育事業を立ち上げ、ご両親が安心して子育てできる環境を整備することで、「子ども子育て支援事業を充実」させることとなり、一方で、高齢者対策として、沖の南部老人憩いの家に南部地域包括支援センターを整備するための予算を確保し、「高齢者を地域で支える仕組みづくりの構築」がなされるなど、子どもや高齢者の安全を守るための対策経費が計上されることにより、「誰もが住んでいて良かったと思える街」の実現に向けた事業が進められることとなりますので、特に評価いたします。

次に、私なりに感じた平成29年度予算の印象についてですが、「少し見直しを始めたのかな」という感じがいたしましたので、若干申し上げておきます。

初めに、市長、議長をはじめ各交際費が見直され、今までの「使わなければ執行残となる」という結果主義ではなく、予算時点でしっかり枠を認識することとなりました。

次に、小・中学校就学援助費等の基準までの引き上げです。

これまで基準を満たしていなかったわけで、子どもたちやそのご家族の中には、大変な思いをされていた方たちもいらっしゃったと思いますが、今回、増額にはなりましたので、一応の評価をしたいと考えます。今後は増額や支給時期の検討をお願いいたします。

次に、偶然の産物と言えるかと思いますが、市有バスの廃止と公用車購入です。

職員退職に伴う市有バスの廃止により、利用する方々にとっては、利用の都度、車両や運転担当者が変わってしまうという心配はありますが、経費削減となりました。

また、公用車購入については、リースによる目先の低額負担ではなく、長期的な視野に立ったものということですが、今後は全庁的な更新計画の策定も検討していただきたい。

このほか、健康安心都市宣言にふさわしい健康と思いやりにあふれる街の実現を目指すた

めの「健康づくり推進計画の策定」、入居者へ安全安心な住環境を提供する「市営住宅長寿命化計画の策定」、防災関係法令が改正されたことに伴う災害に強い街づくりを目指すための「地域防災計画の修正」、公式ホームページを見やすく利用しやすくリニューアルするなど、見直しがされているとともに、既存の落花生PRに加え、新品種「千葉P114号」のPRや、農業後継者や担い手の育成も、創生事業から引き続き取り組むことになっています。

しかし、誠に残念なことに、議会インターネット映像配信事業は先送りとなってしまいました。平成30年度では予算化していただけたとのことですが、来年度では、議会録音システムを全面的に改修することとなっていますので、これを映像配信の準備と捉えておきます。

最後に、決して誇れるものではありませんが、この庁舎についても、過去の判断を改めて見直したことで、しっかりした防災拠点として整備されることにもなります。

終わりに、今後の展望として申し上げますが、本市も人口減少・少子高齢化の影響は例外とはならず、避けて通れません。

これは地方公共団体にとって、収入の減少と社会保障経費の増加という、まさに健全財政に逆行するような状況と言えますが、北村行政は「オールやちまた」でこれに立ち向かい、そして、市民の幅広い期待に応えていただき、もちろん、私たち議員も率先して取り組んでいくことを申し添え、私の賛成討論といたします。

○議長（小高良則君）

次に、桜田秀雄議員の議案第16号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

私は、議員になって当初予算に反対するのは、これが最初とっております。

私は、議案第16号、平成29年度八街市一般会計予算について、「未来に希望を見いだせない場当たり予算」と命名をいたしまして、反対討論を行います。

本予算は、厳しい財政状況の中で、市議会議員及び市長等の期末手当の増額、議会ネット配信事業の先送り、第一市庁舎の耐震不足による想定外の支出、第二市庁舎の使用禁止、郷土資料館の改修など、義務的経費を除けば場当たり予算になっています。

まず、議員及び市長の期末手当は、議案第2号、第3号の一括反対討論で申し上げたとおりでございます。

議会のネット配信事業の先送りは、議会録音システムなどの耐用年数を的確に判断できず、改修の必要性に迫られたことから、先送りせざるを得なかったと推察いたしております。計画性のないことが露呈された場当たり予算であります。

また、第一市庁舎の耐震不足によって、既に耐震診断経費が支出され、本年度予算にも耐震工事の設計経費が計上されております。担当課は、工事費を1億5千万円と予測していると言いますがけれども、私は他の市町村での市庁舎耐震工事経費を考えると、この2倍、あるいは3倍以上必要ではないかと、このように考えております。これは基本的、初歩的な見込み違いから起こったものであり、場当たり行政の一端を露呈したものであります。

第二市庁舎について、危険との判断から使用禁止になり、引っ越し経費等既に多額の経費

が支出されております。本年度予算にも関係経費が計上されております。平成30年度に庁舎の解体が必要となり、多額の解体経費が見込まれます。市庁舎の建設は2020年の東京オリンピックの影響などにより、建設費の高騰で莫大な建設費が見込まれ、既に長年の間、積み立ててまいりました市庁舎建設基金8億円は、場当たり市政によって失われており、市庁舎の再建は容易ではありません。

また、犯罪者の多い町に設置される防犯ボックスの運営費に係る経費が計上されております。

JR八街駅南口に工事中の防犯ボックスは、駅前広場のケヤキの木を伐採して設置されています。八街駅前の2本のケヤキは、駅舎の改築にあたり市の玄関口のシンボルとして植樹をされたものであり、伐採は市民の共有財産であることを無視して、場当たりの犯罪行為にも等しいものであると言わざるを得ません。

平成26年度、大網白里町で同様の事案が発生いたしました。住民からの監査請求に対し、同市の監査委員は同等の伐採された木を再度植樹しなさい、安いものであれば、その差額を市長は弁償しなさい、こうした勧告が出ております。どうしてこうした教訓を学ぶことができないのか、本当に残念でなりません。

また、予算には郷土資料館の改修経費として400万円が計上されています。郷土資料館の傷みはひどく、床の張り替えにとどまらず、屋根の補修やさまざまな補修経費が見込まれ、場当たりの補修経費は、市民の血税をどぶに捨てるようなものです。

いずれ、公民館も改築をせざるを得ません。公民館の改築の中で資料館を公民館に取り込むべきであり、その間は公民館に併設をする形で安価なプレハブを建設し、将来を見据えた計画的な事業として行うべきであります。

肝いりで始まった八街駅北口開発もガソリンスタンド前の交差点改良で一応の区切りが付くこととなりますけれども、駅前の水景施設、噴水の稼働に必要な経費が計上されておられません。

場当たり事業の象徴ともいえるべき噴水でございますけれども、噴水の稼働に必要な電気水道料金、年間わずか15万円の経費も計上できない、また、中央公園の水景施設の運営費すら計上できないということは笑うに笑えません。遊び心の全くない北村市政の象徴でありまして、「子どもは町の宝」という市長の言葉は返上すべきであります。市民は未来に夢を託すことができません。このことを強く市長に反省を求めまして、反対討論といたします。

○議長（小高良則君）

次に、林政男議員の議案第16号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第16号、平成29年度八街市一般会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず最初に、職員の地域手当であります。一昨年、0パーセント、現28年が1.5パーセント、そして平成29年度に3パーセントということであります。従来、国の制度から八

街市の地域は3パーセントが当たり前でしたがけれども、財政困難ということで0パーセントから1.5、そして3パーセントに、もとに戻るといふことでもあります。

ある市においては、その地域手当にさらに上乗せをして5パーセント、8パーセントとしているところもございます。さらに、引き続き職員のやる気の向上を目指して地域手当を3パーセントにとどまることなく、さらに上を目指していただきたいと思っております。

それから、第2は、先ほど木村議員もおっしゃいましたが、新課の創設であります。平成28年、八街市の各区の行政加入率は49.2パーセントであります。50パーセントを切っております。この中で新課の市民協働推進課というのは、大変意義があることだといふふうに私は認識しております。

これからは市だけではなく、市民の力をかりてこそ成り立つ行政だといふふうに思いますので、この市民協働推進課の意義をさらに高めていただいて、区の加入率も5割を超えるようをお願いしたいといふふうに考えております。

それから、商工課の名称を変更するだけではなく、商工観光課として、さらに八街市のグレードを上げていくといふことでもございます。具体的には、大変参加者から好評をいただいている体験農業型の観光、これを体験農業推進事業といふことで取り上げております。さらにはインバウンド事業の推進、そして3年前に八街市商工会議所の飲料部会が開発いたしましたジンジャーエール八街を八街市も支援しております。継続事業で3年間で300万円計上しております。本年度も100万円を計上しております。ジンジャーエールは、当初2千700本製造して、大変好評でありましたので、追加で1万本作りました。そして、その1万本もすぐはけてしまいましたので、2千400本追加いたしました。そして現在は品切れ状態であります。聞くところによりますと、4月下旬にボトリングをして、約3万本製造するといふことでもございます。これも市の商工課、八街商工会議所が連携してなしている事業でございます。

八街市は、従来落花生、それからニンジンが大変有名でありましたけれども、ショウガについても大いにこれからPRしていくべきだといふふうに私は考えておりますので、この事業もさらに推進するためにも商工観光課については、大変よかったなといふふうに評価しております。

次に、高齢者福祉の問題ですけれども、何人かの方から出ておりますけど、南部地域包括支援センターが整備されることになりました。1千282万9千円といふことでもございますけれども、さらに加えて6名の職員が配置されるといふことで、こちらも大変評価しております。

そして教育部門で私は何度かこの場に立って教育長に、八街の学力は大丈夫ですかといふふうに何度も問うております。特に全国学力テストにおいては、残念ながら八街市は千葉県平均に行かない。大変憂慮しているところでございます。

そこで、今回、復習型重点型学力テストといふことで、中学校1、2年生を対象とした学力向上のための学力テストを導入するといふ予算が186万円計上されております。大変す

ばらしいことだと思います。これらを活用して、さらに八街市の中学生の学力が向上することを望んでおります。

また、デスクトップ型のパソコンがここで更新時期に参りましたので、タブレットを導入するということがございます。こちらの予算が1千529万3千円計上されております。現在ではデスクトップからラップトップ型のパソコンに移っておりまして、さらにラップトップからタブレットに移っております。やはり、現在を生きる子どもたちのIC教育化にはタブレットがぜひとも必要であります。残念ながら、山武市はもう5年以上前からタブレットを導入して教育を行っていましたが、八街市もこの導入をきっかけに、さらなる学力アップを図っていただきたいというふうに考えております。

それから、先ほど木村議員からもありましたけども、朝陽小学校前の信号については押しボタン信号から、平成29年度の予算の中でフル信号の予算が付きました。信号は県が付けるわけですけども、それに伴う道路整備等に万全の予算措置をしていただいております。

そういうことで、私はこの予算案を評価しております。

ただ、要望したいこともございます。

1つは、市税の未収額が平成27年度末で16億3千46万742円、そして、国保税については19億8千456万993円の未収額がございます。約35億円でございます。これをやはり解消していただく、そして税の不公平感を解消していただくためにも、北村市政には万全の人員の配置で取り組んでいただきたいと思います。今年度から県職員の税のプロが来て、その成果は上がっていると聞いておりますけども、35億円の滞納がありますので、何とかこれを少しでも解消していただけるように引き続き頑張りたいと思います。

最後に、やちぼこり対策です。今年のほこりはここ何年か見ない大変ひどい状態でございます。道路の土ぼこりをどけるのに500万円以上の経費も要しております。本年度、環境型保全型事業を見ますと、298万円ということで、従来600万円近くあった予算が半減しております。この辺もこれから八街市のブランドイメージを上げるためにも、環境型保全農業の取り組みについて北村市政に積極的に対応していただくことをお願い申し上げます。

以上のことから、私は平成29年度八街市一般会計予算について賛成するものであります。

○議長（小高良則君）

会議中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、京増藤江議員の議案第17号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は議案第17号、平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

本市の国保財政は大変厳しいと、平成28年度は国保税を引き上げ、徴収強化を進めていますが、平成27年度の国保税収納率は現年度分86.09パーセント、滞納繰越分との合計で51.94パーセントであり、市民の担税力の低さがうかがえます。

平成28年6月1日現在、国保税の滞納を理由に資格証明書を交付した世帯は190件、短期保険証交付世帯は1千184世帯、未交付世帯は307件にもなっています。

また、滞納世帯には限度額認定書を交付していないため、病院にも行けず、命と健康が二重に脅かされているといっても過言ではありません。誰もが払える国保税にして、命と健康を守ることを最優先にした市政運営が求められます。

市の国保財政の累積赤字は、3億8千万円にもなっています。ところが新年度予算の一般会計からの繰り入れはわずか2千56万円にとどまり、国庫支出金は前年度比約7千700万円の減、県支出金は4千300万円の減となっています。そもそもこの赤字は、国が補助金を減らした分、市民負担が強化され、払いきれない国保税となって国保会計を大きくゆがめてきました。国に対し赤字を解消できる国庫負担にするよう求めることが必要です。

以上の理由で議案第17号に反対します。

○議長（小高良則君）

次に、川上雄次議員の議案第17号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

それでは、私は、議案第17号、平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、誰もが、いつでもどこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度として高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持することは、国民、また市民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと思えます。

この国民皆保険制度を支えている国民健康保険特別会計につきましては、国保加入者の減少や無職者等の増加により、保険税の収入が年々減少しております。一方、高齢者の増加等により、保険給付費は年々増加しております。平成29年度予算を見ると、保険給付費が平成28年度予算と比較して1億1千807万円の減額となっております。これは被保険者の減少もありますが、保健事業などの医療費適正化の効果が一部あらわれたものではないかと思われます。

国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率の向上に向けた施策を展開するとともに、新たに始めた脳ドック助成については、議会で何度も取り上げ要望してきたことが予算化されたものであり、大変感謝したいと思います。保険者には今後保健事業をさらに充実させるなど、医療費の抑制に努力していただき、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけることを期待し、

私は平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成いたします。

○議長（小高良則君）

次に、京増藤江議員の議案第18号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第18号、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者が加入する「後期高齢者医療制度」は、制度の導入を担当した当時の厚生労働省課長補佐が「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と言い放ったように、高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける制度です。「高齢者差別だ」「まるで姥捨て山だ」と反対の世論が広がる中、2008年4月の導入時に設けざるを得なかったのが低所得者に対する保険料の特別軽減です。安倍政権は、この特例軽減を「現役世代との負担の公平化」の名でこの4月から縮小しようとしています。

本市においては、加入者7千762人のうち5千116人が軽減されています。今回の軽減の縮小では、所得割5割軽減を2割に縮小することで879人、元被扶養者9割軽減を7割に縮小することで564人と、合計で1千443人が総額約900万円の負担増となります。高齢者・低所得の方々の命を削る保険料の軽減縮小は到底認められません。まして政府は軽減制度を廃止しようとしており、4月からの軽減縮小は、その手始めにすぎません。

委員会において保険料軽減の一部は存続しており、この制度は定着しているという意味の賛成討論がありましたが、保険料は2年ごとの見直しのたびに引き上げられ、千葉県は平成28年度の一人当たりの保険料は年額6万9千812円と耐えがたい額となっております。

保険料滞納者に対し短期保険証を交付している自治体がいまだにある中、八街市においては平成25年8月から短期保険証の交付を廃止していることは大変評価できるものです。

市長会においては、国の責任で保険料の抑制をするよう要望している旨の答弁がありました。市長会のさらなる努力を要望いたします。

日本共産党は、特例軽減の縮小・廃止に反対し、後期高齢者医療制度は廃止して、老人保健制度に戻すよう求めます。

以上の理由から議案第18号に反対いたします。

○議長（小高良則君）

次に、服部雅恵議員の議案第18号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第18号、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々がこれからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として、平成20年度に創設され、以降9年が経過いたしました。

この間、幾たびの改正を行い、国民会議の取りまとめでも、「現在では十分定着しており、

今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当である」との報告も出されています。

このような中、平成29年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料の軽減特例の一部が廃止される見込みとなっていますが、低所得者に対する均等割の9割、8.5割の軽減特例については継続されており、被保険者の負担軽減に配慮されています。

また、給付につきましては、高齢化が進み被保険者数の急増により、保険者である広域連合への負担金の増加が推測される中、新たに脳ドック助成を始めるなど、医療費の削減に対する努力もうかがえます。

これからも被保険者数や医療費は年々増加を続けていくことが予想されるため、安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持・増進のための保健事業等をしっかりと進めていただくことを期待し、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成いたします。

○議長（小高良則君）

次に、京増藤江議員の議案第19号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第19号、平成29年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

平成29年度における保険給付費と地域支援事業費との合計は約42億569万円、平成28年度と比較すると、合計で約8千680万円の減額予算となっており、高齢化が進む中での減額は納得できません。今までも「訪問介護の時間が十分でない」「制度の利用を断られた」などの苦情が挙がっており、減額すれば十分なサービス提供ができないのは明らかです。保険料・利用料が高過ぎるという悲鳴も上がっています。

保険料については、開始時の平成12年度における基準額は7千700円でした。現在の第6期制度では6万3千200円と、8.2倍も引き上げられました。平成13年度の滞納金額は674万9千900円でしたが、平成27年度は現年度分4千98万9千円。滞納繰越分を合わせると約1億305万4千円と、平成13年度の19.3倍にも上っており、制度見直しごとの保険料引き上げがいかに苛酷かを示しています。

今予算には、平成30年から始まる第7期事業計画の委託料約443万円が計上されています。介護保険制度は「社会的介護」をうたい文句に開始されましたが、3年ごとの見直しによって、保険料引き上げの一方、要支援を介護保険から外す、介護度3以上でなければ特養に入所させない、利用料引き上げ等の制度改悪が繰り返され、「介護難民」が増え、国民の怒りをかかっています。しかし、これにとどまらず、政府は介護度1、2を介護保険から外すなどさらなるサービス縮小、制度改悪を狙っています。これ以上の改悪は許されません。

本市は、次期制度開始にあたり、保険料引き下げ、低所得者への軽減充実などにより、滞納のためにサービスを受けられないという事態をなくし、高齢社会にふさわしく、必要なサービスを安心して受けられる計画にするよう求めます。

そのために制度の充実、国の負担を増やすよう政府に要求するよう求め、議案第19号に反対いたします。

○議長（小高良則君）

次に、山田雅士議員の議案第19号に対する賛成討論を許します。

○山田雅士君

私は、議案第19号、平成29年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成28年12月末日現在の高齢者人口は1万9千201人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は26.67パーセントに達し、2千474人の方が要支援・要介護認定を受けております。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較いたしますと、高齢者人口は2倍強に、要支援・要介護認定者数は約3倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しているところです。

平成29年度は、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度であり、かつ、第7期同計画の策定の年度でもあります。第5期同計画内では、千葉県より財政安定化基金を借り入れ、厳しい財政運営が行われたところですが、第6期同計画では財政運営が厳しくなった際に運用する「介護給付費準備基金」も充足されつつあり、第6期同計画においては、健全な財政運営が進められており、担当職員のご苦勞をうかがい知るところです。

平成29年度についても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定並びにきめ細やかな介護サービスの提供を要望し、平成29年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成するものです。

○議長（小高良則君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例及び（旧）八街市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成29年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成29年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成29年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成29年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

これで一般会計新年度予算審査特別委員会を解散いたします。ご苦労さまでした。

日程第3、議案第22号から議案第32号の採決を行います。

最初に、議案第22号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第22号は同意することに決定しました。

次に、議案第23号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第23号は同意することに決定しました。

次に、議案第24号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第24号は同意することに決定しました。

次に、議案第25号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第25号は同意することに決定しました。

次に、議案第26号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第26号は同意することに決定しました。

次に、議案第27号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第27号は同意することに決定しました。

次に、議案第28号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第28号は同意することに決定しました。

次に、議案第29号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第29号は同意することに決定しました。

次に、議案第30号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第30号は同意することに決定しました。

次に、議案第31号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第31号は同意することに決定しました。

次に、議案第32号、八街市農業委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第32号は同意することに決定しました。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

千葉県北総地区市議会正副議長会定例会及び視察研修会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成29年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、議員親睦会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時47分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

提案理由の説明

議案第22号から議案第32号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略

2. 議案第1号から議案第21号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議案第22号から議案第32号

採決

4. 議員派遣の件

-
- 議案第1号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例及び（旧）八街市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 市道路線の認定について
- 議案第10号 平成28年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第11号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第16号 平成29年度八街市一般会計予算について
- 議案第17号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第18号 平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第19号 平成29年度八街市介護保険特別会計予算について

- 議案第20号 平成29年度八街市下水道事業特別会計予算について
議案第21号 平成29年度八街市水道事業会計予算について
議案第22号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第23号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第24号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第25号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第26号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第27号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第28号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第29号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第30号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第31号 八街市農業委員会委員の任命について
議案第32号 八街市農業委員会委員の任命について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 小 高 良 則

八街市議会議員 加 藤 弘

八街市議会議員 新 宅 雅 子